

2020 年 8 月 12 日

会員各位

日本地方自治研究学会
会長 橋本行史

学会規約等の改正について

9 月 26 日の理事会および会員総会において、学会規約等の改正について審議を行います。この度の改正では学会規約の改正のほか、規程全般の点検を行いました。改正個所の多くは用字、用語等の整理ですが、重要な改正点は以下のとおりです。詳細につきましては、新旧対照表をご覧ください。

全体の構成	①「学会規約」を最上位とし、個別の事項に関して基本的なものをまとめたものを「規程」、さらに実施における具体的な手続等をまとめたものを「細則」とする。
学会規約	①大きく「事業」「会員」「役員」「機関」という構成とする。 ②会員の要望に応じて、シニア会員の規定を設ける（第 6 条第 1 項）。 ③監事による監査について、実態に合わせて、会務の監査から会計の監査に改める（第 7 条第 1 項）。
会費規則	①名称を「会費規程」に改める。 ②会費の金額を、学会誌購読料を含む総額に改める。 ③シニア会員の規定を追加する（第 6 条）。
日本地方自治研究学会研究倫理規程	①名称を「研究倫理規程」に改める。
研究部会規定	①名称を「研究部会規程」に改める。 ②成果の公表方法として、学会誌に研究部会報告を掲載することを追加する（第 4 条）。
日本地方自治研究学会賞規定	①名称を「学会賞規程」に改める。 ②「学会賞審査細則」にあった審査基準を「学会賞規程」に設ける（第 4 条）。
学会賞審査細則	①「学会賞審査細則」にあった審査基準を「学会賞規程」に移す（第 4 条）。
『地方自治研究』編集規定	①名称を「学会誌編集規程」に改める。 ②新たに論文審査基準を設ける（第 7 条）。なお、その内容は、学会賞審査基準と同様のものとする。
投稿規定	①名称を「投稿細則」に改める。
論文審査規定	①名称を「論文査読細則」に改める。 ②「査読コメント表」は廃止し、査読コメントの記載様式は必要に応じて編集委員会が定める。
日本地方自治研究学会役員選出細則	①名称を「役員選出細則」に改める。

日本地方自治研究学会規約 新旧対照表	
現 行	改 正 案
日本地方自治研究学会規約 1984 年 6 月 23 日制定 1988 年 11 月 26 日改正 1991 年 9 月 20 日改正 2002 年 9 月 7 日改正 2007 年 9 月 29 日改正 2011 年 10 月 1 日改正 第 1 条（名 称） 本会は、日本地方自治研究学会と称する。本会の英文名は、Nippon Urban Management and Local Government Research Association とする。 第 2 条（目 的） 本会は、地方自治の科学化、近代化、民主化のための理論および政策等の調査研究をすすめ、地方自治の発展に寄与することを目的とする。 第 3 条（事 業） 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 1. 年次大会および部会研究会の開催 2. 学会誌その他の刊行物の発行 3. 政策提言等の活動 4. 他学会および関係諸団体等との連携 5. 地方自治に関する研究業績の顕彰 6. その他本会の目的を達成するために必要な事業 第 4 条（事業年度） 本会の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月末日に終る。 第 5 条（機 関） 本会に次の機関を置く。	日本地方自治研究学会規約 1984 年 6 月 23 日制定 1988 年 11 月 26 日改正 1991 年 9 月 20 日改正 2002 年 9 月 7 日改正 2007 年 9 月 29 日改正 2011 年 10 月 1 日改正 2020 年 9 月 26 日改正 <u>（名称）</u> 第 1 条 本会は、日本地方自治研究学会と称し、<u>英文名は</u>、Nippon Urban Management and Local Government Research Association とする。 <u>（目的）</u> 第 2 条 本会は、地方自治の科学化、近代化、民主化のため<u>理論、政策等の調査研究を進め</u>、地方自治の発展に寄与することを目的とする。 <u>（事業）</u> 第 3 条 本会は、前条の目的を達成する<u>ため、次の各号に掲げる</u>事業を行う。 <u>（1）</u> 年次大会<u>及び</u>部会研究会の開催 <u>（2）</u> 学会誌<u>その他</u>刊行物の発行 <u>（3）</u> 政策提言等の活動 <u>（4）</u> 他学会、<u>関係</u>団体等との連携 <u>（5）</u> 地方自治に関する研究業績の顕彰 <u>（6）</u> その他本会の目的を達成するために必要な事業 <u>（部会研究会）</u> 第 4 条 前条第 1 号に規定する部会研究会として、本会に東西の地域部会を設ける。 2 <u>前項とは別に、本会に特定課題について共同で研究を行う研究部会を設ける。研究部会の運用については、別に定める研究部会規程による。</u> <u>（事業年度）</u> 第 5 条 本会の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月末日に終る。 【第 7 条に移す。】

1. 会員総会 会員総会で取り上げる議事は、次のとおりである。 (1) 会務報告 (2) 予算および決算 (3) 規約改正 (4) その他本会の運営に関する重要事項 2. 理事会 3. 常任理事会 第6条 (会 員) 1. 本会の会員は、次の各号に該当する者とする。 (1) 個人会員 地方自治に関心をもつ研究者、実務家および学識経験者 (2) 団体会員 地方自治に関係のある法人または団体 (3) 賛助会員 理事会が適当と認める個人および団体 (4) 学生会員 大学院学生であつて理事会が適当と認める者 (5) 購読会員 本会の学会誌を購読する者 (6) 名誉会員 本会に功労のあった個人会員で、会長が発議し理事会の推薦にもとづき会員総会で承認された者 2. 本会に入会を希望する者は、理事1名の推薦を得て、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。 3. 退会を希望する会員は、書面をもって、次の会計年度の開始する前日までに、理事会に申し出ることとする。 4. 名誉会員以外の会員は、会費納入の義務を負う。会員が、会費を引き続き3年間滞納したときは、退会の申し出があつたものとみなすことができる。 5. 会員は、別に定める研究倫理規程を遵守しなければならない。研究倫理に関する事項は、この規程に従って処理されなければならない。 6. 会員が、本会の体面を汚す行為をしたときは、理事会は、会員総会の決議を経て除名することができる。 第7条 (役 員) 1. 本会に次の役員をおき、次の職務を行う。 会 長 1名とし、本会を代表し、会務を統轄する。 副 会 長 2名とし、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。 事務局長 1名とし、本会の事務を処理する。 理 事 50名以内とし、本会の会務について審議する。 常任理事 20名以内とし、本会の会務を執行する。	<u>（会員）</u> 第6条 本会の会員は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 個人会員は、地方自治に関心をもつ研究者、実務家、学識経験者等である。 (2) 学生会員は、地方自治に関心をもつ大学院学生である。 (3) シニア会員は、一定の要件を満たした個人会員の申出により理事会が認めた者である。 (4) 購読会員は、本会の学会誌を購読する個人及び団体である。 (5) 団体会員は、地方自治に関係のある団体である。 (6) 賛助会員は、理事会が認めた個人及び団体である。 (7) 名誉会員は、本会に功労のあった個人会員で、会長が発議し理事会の推薦により会員総会で承認された者である。 2 本会に入会を希望する者は、理事1名の推薦を得て、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。 3 次の各号に掲げる要件をすべて満たす個人会員は、会員からの申出により、シニア会員になることができる。 (1) 基準日（8月31日）において、10年以上にわたり本会の会員であること。 (2) 基準日において、年齢が満70歳以上であること。 (3) 基準日において、常勤の職に就いていないこと。 4 本会から退会を希望する会員は、書面をもって、次の事業年度の開始する前日までに、理事会に申し出なければならない。 5 会員は、名誉会員を除き、会費納入の義務を負う。会費の金額については、別に定める会費規程による。 6 会員が会費を引き続き3年間滞納したときは、退会の申出があつたものとみなすことができる。 7 会員は、別に定める研究倫理規程を遵守しなければならない。また、研究倫理に関する事項は、この規程に従って処理されなければならない。 8 会員が本会の体面を汚す行為をしたときは、理事会は、会員総会の決議を経て、当該会員を除名することができる。 <u>（役員）</u> 第7条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。 (1) 会長は、1名とし、本会を代表し、会務を統轄する。 (2) 副会長は、2名とし、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。 (3) 事務局長は、1名とし、本会の事務を処理する。 (4) 理事は、50名以内とし、本会の会務について審議する。 (5) 常任理事は、20名以内とし、本会の会務を執行する。
---	---

幹事 若干名とし、常任理事を補佐して会務を分担執行する。 監事 2名とし、本会の会務を監査する。 2. 本会の理事および監事は、個人会員のうちから互選する。その選出方法は別に定めることとする。ただし、名誉会員は、理事および監事の被選挙権を有しないものとする。 会長、副会長および常任理事は理事のうちから互選する。その選出方法は別に定める。事務局長は、常任理事のうちから会長が委嘱する。 幹事は、個人会員のうちから会長が委嘱する。	<u>(6) 幹事は、</u>若干名とし、常任理事を補佐して会務を分担執行する。 <u>(7) 監事は、</u>2名とし、本会の<u>会計</u>を監査する。 <u>2 本会の理事及び監事は、</u>個人会員のうちから互選する。その選出方法については、<u>別に定める役員選出細則</u>による。 <u>3 会長、副会長及び常任理事は、</u>理事のうちから互選する。その選出方法については、<u>別に定める役員選出細則</u>による。 <u>4 事務局長は、</u>常任理事が就任するものとする。 <u>5 第4条第1項に規定する地域部会の長は、</u>常任理事が就任するものとする。 <u>6 幹事は、</u>個人会員のうちから会長が委嘱する。 <u>7 役員</u>の任期は3年とし、重任を妨げない。ただし、会長は2期（6年）を超えて就任することはできない。 <u>8 役員に欠員が生じたときは、</u>必要に応じて補充する。なお、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。 <u>(機関)</u> <u>第8条</u> 本会に次の各号に掲げる機関を置く。 <u>(1) 会員総会</u> <u>(2) 理事会</u> <u>(3) 常任理事会</u> <u>(会員総会)</u> <u>第9条</u> 本会を運営するための最高意思は、会員総会において決定する。 <u>2 会員総会は、原則として年1回定時に開催し、その時期は第3条第1号に規定する年次大会の時とする。ただし、会長が必要であると認めたときは、臨時に開くことができる。</u> <u>3 会長は、</u>会員総会を招集し、その議長となる。 <u>4 定時会員総会は、</u>理事会の会務報告<u>及び</u>監事の監査報告に基づいて、予算<u>及び</u>決算、その他本会の運営に関する重要事項を決定する。 <u>5 会員総会の議決は、</u>出席会員の過半数による。ただし、本規約の変更は、出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。 <u>(理事会)</u> <u>第10条</u> 理事会は、理事をもって構成し、原則として年1回<u>定時に開催し、その時期は第3条第1号</u>に規定する年次大会の時とする。ただし、会長が必要であると認めたときは、臨時に開くことができる。 <u>2 会長は、</u>理事会を招集し、その議長となる。 <u>3 監事は、</u>理事会に出席して意見を述べることができる。 <u>4 理事会は、</u>理事の過半数の出席をもって成立し、その決議は出席した理事の過半数による。ただし、あらかじめ書面により委任状を提出した者は、出席とみなすことができる。 <u>(常任理事会)</u> <u>第11条</u> 常任理事会は、会長、副会長<u>及び</u>常任理事をもって構成し、原則として年2回以上開催する。 <u>2 会長は、</u>常任理事会を招集し、その議長となる。 <u>3 常任理事会は、</u>その構成員の過半数の出席をもって成立し、その決議は出席者の過半数による。ただし、あ
---	--

あらかじめ書面により委任状を提出した者は、出席とみなすことができる。 ５．役員の任期は３年とし、重任を妨げない。ただし、会長は、２期（６年）を超えて就任することはできない。 第８条（顧問） １．会長が発議し理事会の推薦にもとづき、会員総会の承認を得て、期間を定めて顧問をおくことができる。 ２．顧問は、会長の要請により常任理事会に出席し、意見を述べることができる。 第９条（会員総会） １．本会を運営するための最高意思は、会員総会において決定する。 ２．会員総会は、年１回定時に開く。その時期は、第３条第１項に規定する年次大会の時とする。ただし、理事会が必要であると認めたときは、臨時に開くことができる。 ３．会員総会は会長が招集し、その議長となる。 ４．定時会員総会は、理事会の会務報告および監事の監査報告に基づいて、予算および決算、その他本会の運営に関する重要事項を決定する。 ５．会員総会の議決は、出席会員の過半数による。ただし、本規約の変更は、出席会員の３分の２以上の同意を要する。 第１０条（部会） １．第３条第１項の部会研究会として、本会に地域部会を設ける。 地域部会長は常任理事になるものとする。 ２．第３条第１項の部会研究会として、本会に特定課題について共同で研究を行う研究部会を設ける。研究部会に関する規定は別に定める。 第１１条（学会誌編集委員会） 第３条第２項の学会誌の編集のため、本会に学会誌編集委員会を設ける。 学会誌編集に関する規定は別に定める。 第１２条（学会賞審査委員会） 第３条第５項の研究業績の顕彰のため、本会に学会賞審査委員会を設ける。 学会賞審査に関する規定は別に定める。 第１３条（会計） １．本会の経費は、会費・事業収入・寄付金およびその他の収入によって支弁する。 ２．本会の会費は、会費規則として別に定める。 ３．本会の会計年度は、第４条に規定する事業年度のとおりとする。 第１４条（細則） 本会の運営に関する細則は、理事会が審議し、会員総会の決議を経て実施する。	あらかじめ書面により委任状を提出した者は、出席とみなすことができる。 【第７条第７項に移す。】 <u>（顧問）</u> <u>第１２条</u> <u>顧問は、会長が発議し理事会の推薦に基づき、会員総会の承認を得て、期間を定めて置くことができる。</u> ２ 顧問は、会長の要請により常任理事会に出席し、意見を述べることができる。 【第９条に移す。】 【第４条に移す。】 <u>（学会誌編集委員会）</u> <u>第１３条</u> <u>第３条第２号の学会誌の編集のため、本会に学会誌編集委員会を設ける。</u> <u>２</u> <u>学会誌の編集については、別に定める学会誌編集規程による。</u> <u>（学会賞審査委員会）</u> <u>第１４条</u> <u>第３条第５号の研究業績の顕彰のため、本会に学会賞審査委員会を設ける。</u> <u>２</u> <u>学会賞の審査については、別に定める学会賞規程による。</u> <u>（会計）</u> <u>第１５条</u> <u>本会の経費は、会費、事業収入、寄付金その他収入によって支弁する。</u> 【第６条第５項に移す。】 <u>２</u> <u>本会の会計年度は、第５条に規定する事業年度のとおりとする。</u> <u>（規程及び細則）</u> <u>第１６条</u> <u>本会の運営に関する規程及び細則は、理事会が審議し、会員総会の決議を経て定める。</u>
--	--

(附 則) 1. 本会の事務局は、大阪市北区天神橋 2 丁目北 2－6 大和南森町ビル 株式会社 清文社内におく。 2. 本規約は、2007 年 10 月 1 日より実施する。	<u>(附則)</u> <u>1.</u> 本会の事務局は、次の所に置く。 大阪市北区天神橋 2 丁目北 2－6 大和南森町ビル <u>株清文社内</u> <u>2.</u> <u>この規約は、2007 年 10 月 1 日より実施する。</u> <u>(附則)</u> <u>この規約は、2020 年 9 月 27 日から施行する。</u>
---	--

日本地方自治研究学会会費規則 新旧対照表									
現 行					改 正 案				
会費規則					会費規程				
1 会員は、この規則の定めるところによって会費を負担する。					<u>(会費納入の義務)</u> 第1条 本会の会員は、この <u>規程</u> の定めるところにより会費を納入する。				
2 会費は、次のとおりとする。					<u>(会費の年額)</u> 第2条 会費の年額は、学会誌購読費を含め、次の各号に掲げるものとする。				
(1) 個人会員 年 額 5, 0 0 0 円					<u>(1)</u> 個人会員 <u>8, 0 0 0 円</u>				
(2) 団体会員 年 額 2 0, 0 0 0 円					<u>(2)</u> 学生会員 <u>5, 0 0 0 円</u>				
(3) 賛助会員 個人 年1口 1 0, 0 0 0 円以上					<u>(3)</u> シニア会員 <u>5, 0 0 0 円</u>				

日本地方自治研究学会研究倫理規程 新旧対照表	
現 行	改 正 案
日本地方自治研究学会研究倫理規程 I. 研究倫理綱領 日本地方自治研究学会の会員（以下、会員）は、自らの行う調査、研究、研究成果の公表等において、基本的人権を尊重するとともに、学術的信頼性を担保しうる客観性をもった活動を行わなければならない。また会員は、この研究倫理綱領を遵守し、学会に寄せられる社会的負託に応えるとともに、学術研究のさらなる発展に資するよう努めなければならない。 II. 行動規範 1. 会員は、自らの研究活動を通じて知り得た個人情報やデータについて十分な配慮をするとともに、適切に管理しなければならない。 2. 会員は、自らの行う研究活動において、客観性を確保することはもとより、研究成果の社会的な意義や学術的な価値についても十分に配慮しなければならない。 3. 会員は、学術研究の成果および知的財産権を尊重しなければならない。 4. 会員は、自らの負う社会的責任を自覚し、専門家としての研鑽に励むとともに、その研究成果を広く社会に還元するよう努めなければならない。 III. 研究倫理委員会 第1条（委員会の設置） 会長は、会員から申立のあった研究倫理に関する事項について、副会長および事務局長に諮った上で、研究倫理委員会（以下、委員会）を設置することができる。 第2条（委員会の役割） 委員会は、会長の諮問を受けて、研究倫理綱領および行動規範に関する事項、研究倫理に係る会員の地位の得喪に関する事項、その他研究倫理に関する課題について調査・検討し、その結果を会長に答申する。 第3条（委員会の構成） 1. 委員会は、諮問事案について特別な利害を有しない理事の中から会長が指名した委員により構成する。 2. 委員会の委員長は、委員の互選による。 3. 委員の職責は、当該諮問事案についての答申をもって終了する。 4. 委員は、その職責上知り得た情報について、正当な理由なくして口外してならない。 第4条（答申の扱い） 会長は、委員会の答申について常任理事会に諮らなければならない。 第5条（運営細則） 委員会の運営細則は、必要に応じて別に定める。	研究倫理規程 <u>（研究倫理綱領）</u> <u>第1条</u> 本会の会員は、自らの行う調査、研究、研究成果の公表等において、基本的人権を尊重するとともに、学術的信頼性を担保しうる客観性をもった活動を行わなければならない。また、<u>会員</u>は、この研究倫理綱領を遵守し、学会に寄せられる社会的負託に応えるとともに、学術研究のさらなる発展に資するよう努めなければならない。 <u>（会員の行動規範）</u> <u>第2条</u> 会員は、自らの研究活動を通じて知り得た個人情報やデータについて十分な配慮をするとともに、適切に管理しなければならない。 2__会員は、自らの行う研究活動において、客観性を確保することはもとより、研究成果の社会的な意義及び学術的な価値についても十分に配慮しなければならない。 3__会員は、学術研究の成果及び知的財産権を尊重しなければならない。 4__会員は、自らの負う社会的責任を自覚し、専門家としての研鑽に励むとともに、その研究成果を広く社会に還元するよう努めなければならない。 <u>（研究倫理委員会）</u> <u>（委員会の設置）</u> <u>第1条</u> 会長は、会員から申立のあった研究倫理に関する事項について、副会長<u>及び事務局長</u>に諮った上で、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。 <u>（委員会の役割）</u> <u>第2条</u> 委員会は、会長の諮問を受けて、研究倫理綱領<u>及び行動規範</u>に関する事項、研究倫理に係る会員の地位の得喪に関する事項、その他研究倫理に関する課題について調査・検討し、その結果を会長に答申する<u>ものとする</u>。 <u>（委員会の構成）</u> <u>第3条</u> 委員会は、諮問事案について特別な利害を有しない理事の中から会長が指名した委員により構成する。 2__委員会の委員長は、委員の互選による。 3__委員の職責は、当該諮問事案についての答申をもって終了する。 4__委員は、その職責上知り得た情報について、正当な理由なくして口外してならない。 <u>（答申の扱い）</u> <u>第4条</u> 会長は、委員会の答申について常任理事会に諮らなければならない。 <u>（運営細則）</u> <u>第5条</u> 委員会の運営細則は、必要に応じて別に定める。 <u>（附則）</u> <u>この規程は、2020年9月27日から施行する。</u>

研究部会規定 新旧対照表

現 行	改 正 案
研究部会規定	研究部会 <u>規程</u>
1 研究部会は4名以上の会員または会長提案による研究課題に参画する会員によって組織する。	<u>(研究部会の構成)</u> 第1条 研究部会は、4名以上の会員又は会長提案による研究課題に参画する会員によって組織する。
2 研究部会の研究期間は原則として2年間とする。	<u>(研究期間)</u> 第2条 研究部会の研究期間は、原則として2年間とする。
3 研究部会に対して補助金を交付する。補助金の金額は常任理事会が決定する。	<u>(補助金)</u> 第3条 研究部会に対して補助金を交付する。 2 補助金の金額は、常任理事会が決定する。
4 研究部会はその研究成果を年次大会および学会誌において発表するものとする。	<u>(研究成果の発表)</u> 第4条 研究部会は、その研究成果を年次大会及び学会誌において発表しなければならない。 2 研究部会の研究責任者は、研究分担者と連名で、研究部会の研究成果を取りまとめた研究部会報告を学会誌に投稿するものとする。 3 前項に規定する研究部会報告は、研究部会の研究責任者及び研究分担者が学会誌に投稿する研究論文とは別に扱う。
5 研究部会を組織することを希望する会員は、毎年5月末日までに次の事項を明記した申請書を常任理事会に提出する。 ①研究課題 ②研究目的および概要 ③研究組織（研究代表者および研究分担者の氏名と所属）	<u>(研究部会の申請)</u> 第5条 研究部会を組織することを希望する会員は、毎年5月末日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を常任理事会に提出しなければならない。 <u>(1) 研究課題</u> <u>(2) 研究目的及び概要</u> <u>(3) 研究組織（研究代表者、研究分担者の氏名及び所属）</u> <u>(選考)</u>
6 常任理事会は申請書を審査し、その結果を申請者に通知するとともに、理事会および会員総会で発表する。	第6条 常任理事会は、申請書を審査し、その結果を申請者に通知するとともに、理事会及び会員総会で発表するものとする。 <u>(附則)</u> <u>この規程は、2020年9月27日から施行する。</u>

日本地方自治研究学会賞規定 新旧対照表

現 行	改 正 案
日本地方自治研究学会賞規定	<u>学会賞規程</u>
1 学会賞の目的	<u>(学会賞の目的)</u>
日本地方自治研究学会賞（英文名：The NULGRA Award）は、本会が地方自治の発展に寄与するため、会員の優れた研究業績を顕彰することを目的とする。	<u>第1条</u> 日本地方自治研究学会賞（英文名：The NULGRA Award）は、本会が地方自治の発展に寄与するため、会員の優れた研究業績を顕彰することを目的とする。
2 学会賞の種類	<u>(学会賞の種類)</u>
日本地方自治研究学会賞は次の2部門にわけらる。	<u>第2条</u> 日本地方自治研究学会賞は、 <u>論文部門及び著作部門の2部門とする。</u>
論文部門 学会誌に掲載された論文を対象とする。	<u>2 論文部門は、学会誌に掲載された研究論文を対象とする。</u>
著作部門 地方自治に関する著作を対象とする。	<u>3 著作部門は、本会の会員が上梓した地方自治に関する著作を対象とする。</u>
3 審査委員会の構成	<u>(審査委員会の構成)</u>
審査委員は5名とし、常任理事会の承認を経て、会員のうちから会長が委嘱する。審査委員長は審査委員のうちから互選する。審査委員の任期は3年とし、重任を妨げない。	<u>第3条</u> <u>日本地方自治研究学会賞の審査委員は5名とし、常任理事会の承認を経て、会員のうちから会長が委嘱する。</u>
	<u>2 審査委員長は、会長が指名する。</u>
	<u>3 審査委員の任期は3年とし、重任を妨げない。</u>
	<u>(審査基準)</u>
	<u>第4条</u> <u>学会賞は、次の各号に掲げる基準により、特に優れた研究業績に授与する。</u>
	<u>(1) 新規性：先行研究にはない、著者独自の考えに基づくものであること。</u>
	<u>(2) 有用性：学問及び地方自治の発展に貢献するものであること。</u>
	<u>(3) 正確性：内容に誤りがなく、かつ適切に表現されていること。</u>
	<u>(4) 完成度：研究目的を十分に達成していること。</u>
	<u>(審査結果の発表)</u>
4 審査結果の発表	<u>第5条</u> 審査委員会は、 <u>選考された論文及び著作</u> を会員総会において発表するとともに、広く一般に顕彰する。
	<u>(経営関連学会協議会の電子版英文ジャーナル <i>Journal of Japanese Management</i> への論文推薦)</u>
5 経営関連学会協議会の電子版英文ジャーナル『Journal of Japanese Management』への論文推薦	<u>第6条</u> 学会賞（論文部門）の受賞作1点は、経営関連学会協議会の電子版英文ジャーナル <u><i>Journal of Japanese Management</i></u> の学会推薦論文としての投稿資格を得ることができる。なお、この場合の翻訳料は、著者の負担とする。
	<u>(附則)</u>
	<u>この規程は、2020年9月27日から施行する。</u>

学会賞審査細則 新旧対照表

現 行	改 正 案
学会賞審査細則 1 審査対象 論文部門 会員総会前に発行された直近2号の学会誌に掲載された査読付研究論文および同時期に発行された学会編集の論文集に掲載された研究論文に限定する。 著作部門 著作とは、ISBN（国際標準図書番号）またはISSN（国際標準逐次刊行物番号）が付されたものである。会員総会の前年の1月1日以降に発表されたものに限定する。 2 候補者の選考 論文部門 審査対象期間の学会誌に掲載された研究論文の著者を候補者とする。 著作部門 候補者は、会員の推薦または自薦による。推薦にあたり、推薦する著作の書名、著者名、著者の所属、出版社名、出版年月日、著作の概要、学会賞に値する理由を記した推薦書（A4用紙1枚程度）を、著作5部を添えて、会員総会の3ヶ月前までに審査委員長に提出する。なお、共著の場合、共著者は3名以内とし、本会の会員が過半数を占める場合に限る。 ただし、候補者は、受賞予定時において2年以上本会の会員でなければならない。 3 審査基準 ①新規性：先行研究にはない、著者独自の考えに基づくものであること。 ②有用性：学問ならびに地方自治の発展に貢献するものであること。 ③正確性：内容に誤りがなく、かつ適切に表現されていること。 ④完成度：研究目的を達成していること。 4 学会賞授与の表彰と公表 受賞者には賞状を授与する。また、受賞者の氏名、部門、受賞理由等を当学会の学会誌およびホームページに公表する。	学会賞審査細則 <u>（審査対象）</u> <u>第1条</u> 論文部門の審査対象は、<u>会員総会前に発行された直近2号の学会誌に掲載された査読付研究論文及び同時期に発行された学会編集の論文集に掲載された研究論文とする。</u> <u>2 著作部門の審査対象は、ISBN（国際標準図書番号）又はISSN（国際標準逐次刊行物番号）が付されたものであり、かつ会員総会の前年の1月1日以降に発表されたものとする。</u> <u>（候補者の選考）</u> <u>第2条</u> 論文部門の候補者は、<u>審査対象期間の学会誌に掲載された研究論文の著者とする。</u> <u>2 著作部門の候補者は、自薦、他薦を問わず、会員の推薦による。推薦にあたり、推薦する著作の書名、著者名、著者の所属、出版社名、出版年月日、著作の概要、学会賞に値する理由を記した推薦書（A4用紙1枚程度）を、著作5部を添えて、会員総会の3か月前までに審査委員長に提出する。なお、共著については、共著者は3名以内とし、本会の会員が過半数を占める場合に限る。</u> <u>3 候補者は、受賞予定時において2年以上本会の会員でなければならない。</u> 【審査基準は重要な事項であることから、上位規程である学会賞規程に移す。】 <u>（学会賞授与の表彰及び公表）</u> <u>第3条</u> 学会賞の受賞者には賞状を授与し、<u>受賞者の氏名、部門、受賞理由等を本会の学会誌及びホームページに公表する。</u> <u>（附則）</u> <u>この細則は、2020年9月27日から施行する。</u>

『地方自治研究』編集規定 新旧対照表

現 行	改 正 案
『地方自治研究』編集規定	学会誌編集規程
1. 学会誌の目的	<u>（学会誌の目的）</u>
本学会誌『地方自治研究』（以下、本誌という）は、日本地方自治研究学会（以下、本会という）の規約第2条（目的）に基づき、地方自治に関する理論および政策等の研究成果を公表することを主な目的とする。	<u>第1条 学会誌『地方自治研究』（以下「本誌」という。）は、本会の規約第2条に規定する目的に基づき、地方自治に関する理論、政策等の研究成果を公表することを目的とする。</u>
2. 編集委員会の構成	<u>（編集委員会の構成）</u>
編集委員会は、会長を委員長とし、副会長、他4名の委員によって構成する。会長、副会長以外の委員は、常任理事会の承認を経て、理事のうちから会長が委嘱する。編集委員の任期は3年とし、重任を妨げない。	<u>第2条 編集委員会は、会長を委員長とし、副会長、他4名の委員によって構成する。</u> <u>2 会長及び副会長以外の委員は、常任理事会の承認を経て、理事のうちから会長が委嘱する。</u> <u>3 編集委員の任期は3年とし、重任を妨げない。</u>
3. 投稿資格	<u>（投稿資格）</u>
本誌への投稿者は原則として会員とする。ただし編集委員会が特に依頼した場合はこの限りではない。	<u>第3条 本誌への投稿者は、原則として会員とする。ただし、編集委員会が依頼したときは、この限りではない。</u>
4. 掲載原稿の種類	<u>【第6条に統合】</u>
本誌に掲載される原稿は、「投稿規定」に定めるところによる。	<u>（発行回数）</u>
5. 発行回数	<u>第4条 本誌は、原則として年2回発行する。</u>
本誌は原則として年2回発行するものとする。	<u>（投稿要領）</u>
6. 投稿要領	<u>第5条 原稿の締切日及び送信先は、そのつど編集委員会が決定し、会員に通知する。</u>
原稿の締切日および送付先は、そのつど編集委員会が決定し、会員に通知する。	<u>（掲載原稿の種類及び作成方法）</u>
7. 投稿手続	<u>第6条 本誌に掲載される原稿の種類、字数制限、作成方法等については、別に定める投稿細則による。</u>
本誌への投稿手続については、別に「投稿規定」を定める。	<u>（査読制度）</u>
8. レフリー制度	<u>第7条 投稿された原稿の掲載の採否は、査読委員の審査結果に基づき、編集委員会が決定する。</u> <u>2 論文の審査は、次の各号に掲げる基準による。</u> <u>（1） 新規性：先行研究にはない、著者独自の考えに基づくものであること。</u> <u>（2） 有用性：学問及び地方自治の発展に貢献するものであること。</u> <u>（3） 正確性：内容に誤りがなく、かつ適切に表現されていること。</u> <u>（4） 完成度：研究目的を十分に達成していること。</u> <u>3 論文以外の原稿の審査は、前項の規定を準用する。</u> <u>4 研究論文を本誌に掲載するときは、査読を経ていることを掲載原稿ごとに頭書きする。</u> <u>5 査読の手続については、別に定める論文査読細則による。</u>
投稿された研究論文、研究ノート及び研究資料の掲載の採否は、査読委員の審査結果に基づき、編集委員会が決定する。	<u>（掲載原稿の著作権の帰属）</u>
9. 掲載論文等の著作権の帰属	<u>第8条 本誌に掲載された原稿の複製権及び公衆送信権を含む著作権は、本会に帰属する。ただし、前述の原稿を著者自身が出典を明記して利用することを妨げない。</u>
本誌に掲載された論文等の複製権および公衆送信権を含む著作権は本会に帰属する。ただし、前述の論文等を著者自身が出典を明記して利用することを妨げない。	

	<u>(附則)</u> <u>この規程は、2020 年 9 月 27 日から施行する。</u>
--	---

投稿規定 新旧対照表

現 行	改 正 案
投稿規定	投稿細則
1. 投稿原稿の種類と字数制限	<u>（投稿原稿の種類及び字数制限）</u>
投稿原稿の種類と字数制限は、以下のとおりとする。	第1条 投稿原稿の種類及び字数制限は、次の各号に掲げるとおりとする。
①研究論文（Article）：	<u>（1） 研究論文（Article）は、オリジナル（独創的）な研究成果をまとめたものであり、15,000字以内（図表を含む。）とする。</u>
長短にかかわらず、オリジナル（独創的）な研究成果をまとめたもの（図表を含んで15,000字以内）	<u>（2） 研究ノート（Research Note）は、概念整理、理論仮説、分析枠組、政策モデル等において研究途上にあるが、学術的価値が認められるものであり、15,000字以内（図表を含む。）とする。</u>
②研究ノート（Research Note）：	<u>（3） 研究資料（Research Material）は、事例、調査等について資料的価値のあるものであり、12,000字以内（図表を含む。）とする。</u>
概念整理、理論仮説、分析枠組、政策モデル等において研究途上にあるが、学術的価値が認められるもの（図表を含んで15,000字以内）	<u>（4） 書評（Book Review）は、地方自治に関する著作についての紹介及び批評であり、5,000字以内（図表を含む。）とする。</u>
③研究資料（Research Material）：	<u>（5） 視点（Viewpoint）は、地方自治に関する実務上の問題関心及び重要な視点並びに活動を紹介するものであり、2,400字以内（図表を含む。）とする。</u>
事例、調査等について資料的価値のあるもの（図表を含んで12,000字以内）	<u>（6） 研究部会報告（Research Group Report）は、研究部会の成果を報告するものであり、20,000字以内（図表を含む。）とする。</u>
④書評（Book Review）：	<u>（7） その他（特別寄稿、ルポルタージュ等）の字数は、そのつど定めるものとする。</u>
地方自治に関する著作についての紹介・批評（図表を含んで5,000字以内）	<u>（原稿の体裁）</u>
⑤その他	第2条 原稿の体裁は、次の各号に掲げるとおりとする。
特別寄稿、ルポルタージュなど（字数はそのつど定めるものとする）	<u>（1） 表題、氏名及び所属は、和文及び英文で表記する。</u>
2. 原稿の体裁	<u>（2） 使用言語は、原則として日本語又は英語とする。これら以外の言語を使用するときは、編集委員会の許可を得るものとする。</u>
①表題等	<u>（3） 見出しは、原則として次の形式に従うものとする。</u>
表題、氏名および所属は、和文および英文で表記する。	1 □（1字分空白）、2 □、3 □、……
②使用言語	1. 1 □、1. 2 □、1. 3 □、……
使用言語は原則として日本語あるいは英語とする。その外の言語を使用するときには、編集委員会の許可を得るものとする。	1. 1. 1 □、1. 1. 2 □、1. 1. 3 □、……
③見出し	<u>（4） 注は、本文中の関連箇所の右肩に括弧付きで番号を書き（例示：^①）、本文の末尾にまとめて記載する。また、参考文献の記載は、次の形式によるものとする。</u>
見出しは原則として次の形式に従うものとする。	<u>著者名（出版年）『書名』出版社名。</u>
1 □（1字分空白）、2 □、3 □、……	
1. 1 □、1. 2 □、1. 3 □、……	
1. 1. 1 □、1. 1. 2 □、1. 1. 3 □、……	
④注および文献	
注は、本文中の関連箇所の右肩に括弧付きで番号を書き（例示：（1））、本文の末尾にまとめて記載する。また、文献については、日本語か外国語かにかかわらず、原則として次の項目順に記載するものとする。	

・雑誌の場合： 番号、著者名、表題、雑誌名、巻号、発行年、ページ。 ・単行本の場合： 番号、著者名、書名、発行所、発行年、ページ。	<u>著者名（出版年）「論文名」『掲載誌名』巻号、はじめの頁－おわりの頁。</u> <u>著者名（出版年）「論文名」編著者名『書名』出版社名、はじめの頁－おわりの頁。</u> <u>Author, A. A. (Year of publication). <i>Title of book: Subtitle</i>. Location: Publisher.</u> <u>Author, A. A. (Year of publication). Title of article: Subtitle. <i>Title of Journal</i>, volume number (issue number), pages.</u>
⑤図および表 図および表は、「図 1」、「表 1」のように別個に連番とし、図表の上部に表題とともに付記する。また、他から引用した場合、その出典を文献と同じ要領で、図表の下部に付記する。	<u>（5） 図及び表は、「図 1」、「表 1」のように別個に連番とし、図表の上部に表題とともに付記する。また、他から引用したときは、その出典を文献と同じ要領で、図表の下部に付記する。</u>
⑥句読点 原則として「、」と「。」を使用する。	<u>（6） 句読点は、原則として「、」及び「。」を使用する。</u>
3. 原稿の送付 ①原稿の送付にあたっては、原則として、審査申込書と原稿原本の紙媒体及び電子媒体（CDまたはUSBメモリー等）各 1 部を簡易書留、配達記録または宅配便で送付する。なお、投稿原稿は返却しないので、1 部は必ず手元に保管する。 ②学生会員が投稿するときは、指導教員または本会の個人会員の指導を受けた上で、審査申込書の所定欄に署名・捺印を受けることとする。	<u>（原稿の送信）</u> <u>第 3 条 原稿の送信にあたっては、原則として、審査申込書及び原稿を電子メールにより送信する。投稿者は、送信先に電子メールが到着していることを自己の責任において確認するものとする。</u>
4. 原稿掲載の採否の通知 編集委員会が原稿掲載の採否を決定した場合、速やかに投稿者に通知する。審査の結果、内容の訂正等を要請する場合がある。投稿者は訂正を求められた場合、できる限りその旨を尊重しなければならない。	<u>2 学生会員が投稿するときは、指導教員又は本会の個人会員の指導を受けた上で、審査申込書の所定欄に署名捺印を受けることとする。</u> <u>（原稿掲載の採否の通知）</u> <u>第 4 条 編集委員会が原稿掲載の採否を決定したときは、速やかに投稿者に通知しなければならない。</u>
5. 原稿の入稿 原稿が採択された場合、編集委員会の指示に従い入稿の手続をとる。手続を迅速に行うため、原稿原本の紙媒体及び電子媒体（CD または USB メモリー等）各 1 部を簡易書留、配達記録または宅配便で郵送する。	<u>2 編集委員会が、原稿の修正を求めたときは、投稿者はできる限りその趣旨を尊重しなければならない。</u> <u>（原稿の入稿）</u> <u>第 5 条 原稿の掲載が決定したとき、投稿者は、編集委員会の指示に従い、原稿を電子メールにより速やかに送信しなければならない。</u>
6. 校正 校正は原則として初校のみであり、新たな書き込みや削除はやむをえない場合を除き認められない。	<u>（校正）</u> <u>第 6 条 校正は原則として初校のみであり、新たな書き込み、削除等は、原則として認められない。</u> <u>（附則）</u> <u>この細則は、2020 年 9 月 27 日から施行する。</u>

論文審査規定 新旧対照表

現 行	改 正 案
論文審査規定	論文 <u>査読</u> 細則
1. 編集委員会による形式審査 投稿原稿が著しく投稿規定に反している場合、編集委員会の責任において投稿者に再考を求める。	<u>（編集委員会による形式審査）</u> 第1条 投稿原稿が著しく投稿 <u>細則</u> に反しているときは、編集委員会の責任において投稿者に <u>原稿の修正を求めることができる。</u>
2. 査読委員の選定 査読委員は、論文内容から判断して最も適当と思われる会員2名に、編集委員会が委嘱する。 なお、査読委員は匿名とし、開示しない。	<u>（査読委員の選定）</u> 第2条 編集委員会は、論文内容から判断して <u>適当</u> と思われる会員2名に <u>査読委員</u> を委嘱する。 2 査読委員は匿名とし、開示しない <u>ものとする。</u>
3. 編集委員会への査読結果の報告 査読委員は、論文到着後速やかに査読を行い、その結果を20日以内に、所定の「査読結果報告書」及び「査読コメント表」（別掲）に記入して編集委員会に提出する。 なお、「査読結果報告書」の中の「論文掲載の適否」の記入は次の区分によるものとする。 ①適 当……掲載を可とする。 ②条件つき適（1）……査読結果（査読コメントを含む）を投稿者に通知し、再検討および修正を要請する。再提出されると、編集委員会の責任で掲載の措置をとる。 ③条件つき適（2）……査読結果（査読コメントを含む）を投稿者に通知し、再検討および修正を要請する。再提出されると、当該査読委員が再査読を行なう。 ④不 適……掲載を不可とする。 また、条件つき適（1）、（2）または不適の場合、査読コメント表（別掲）を用いて、投稿者にその理由がわかるようにする。	<u>（編集委員会への査読結果の報告）</u> 第3条 査読委員は、 <u>原稿到着後速やかに</u> 査読を行い、 <u>所定の査読結果報告書に査読委員のコメントを添えて、20日以内に編集委員会に報告しなければならない。</u> 2 <u>査読結果報告書における論文掲載の適否は、次の各号に掲げる区分によるものとする。</u> <u>（1） 適当は、掲載を可とする。</u> <u>（2） 条件つき適（1）は、査読結果（査読委員のコメントを含む。）を投稿者に通知し、原稿の修正を求める。再提出されたときは、編集委員会の責任で掲載の措置をとる。</u> <u>（3） 条件つき適（2）は、査読結果（査読委員のコメントを含む。）を投稿者に通知し、原稿の修正を求める。再提出されたときは、当該査読委員が再査読を行う。</u> <u>（4） 不適は、掲載を不可とする。</u> 3 条件つき適（1） <u>若しくは（2）又は不適のときは、査読委員のコメントを用いて、投稿者にその理由が分かるようにしなければならない。</u> <u>（投稿者に対する原稿再提出の要請及び再査読）</u>
4. 投稿者に対する原稿再提出の要請および再査読 （1）編集委員会は、査読結果が条件つき適（1）・（2）の場合、投稿者に対し、原稿を再検討および修正の上、15日以内に電子メールに添付して編集委員会に再提出するよう要請する。 （2）編集委員会は、査読結果が条件つき適（2）の場合に、投稿者から再提出された原稿について当該査読委員に再査読を要請し、15日以内に所定の「査読結果報告書」及び「査読コメント表」（別掲）による再査読結果の報告を求める。	第4条 編集委員会は、査読結果が条件つき適（1） <u>又は（2）のときは、投稿者に対し、原稿を修正の上、15日以内に電子メールに添付して編集委員会に再提出するよう要請する。</u> 2 編集委員会は、査読結果が条件つき適（2）のときは、投稿者から再提出された原稿について当該査読委員に再査読を要請し、 <u>所定の査読結果報告書に査読委員のコメントを添えて、15日以内に報告を求める。</u>
5. 編集委員会の決定 編集委員会は、査読結果（再査読結果を含む）をふまえ、その責任において以下のとおり決定する。 ①適 当……掲載の措置をとる。 ②条件つき適（1）……投稿者から再提出された原稿について、掲載の措置をとる。 ③条件つき適（2）……投稿者から再提出された原稿について、掲載または不掲載の措置をとる。 ④不 適……不掲載の措置をとる。 なお、掲載の措置をとる原稿については、編集委員会が、学会事務局に当該原稿を送付する。	<u>（編集委員会の決定）</u> 第5条 編集委員会は、査読結果（再査読結果を含む。）を <u>踏まえて</u> 、その責任において <u>次の各号に掲げるとおり</u> 決定する。 <u>（1） 適当は、掲載の措置をとる。</u> <u>（2） 条件つき適（1）は、投稿者から再提出された原稿について、掲載の措置をとる。</u> <u>（3） 条件つき適（2）は、投稿者から再提出された原稿について、掲載又は不掲載の措置をとる。</u> <u>（4） 不適は、不掲載の措置をとる。</u> 2 掲載の措置をとる原稿については、編集委員会が <u>学会事務局に当該原稿を電子メールにより送信する。</u>

6. 掲載採否の投稿者への通知 (1) 編集委員会は、決定内容をすみやかに投稿者に通知する。 (2) 通知された決定内容に異議のある投稿者は、編集委員会に異議を申し立てることができる。この申し立てに対し、編集委員会は誠実に対応しなければならない。	<u>__掲載採否の投稿者への通知__</u> <u>第6条</u> 編集委員会は、決定内容を<u>速やかに</u>投稿者に通知しなければならない。 <u>2</u> <u>投稿者は、通知された決定内容に異議があるときは</u>、編集委員会に異議を申し立てることができる。投稿者の申立てに対し、編集委員会は誠実に対応しなければならない。 <u>（附則）</u> <u>この細則は、2020年9月27日から施行する。</u>
--	--

日本地方自治研究学会役員選出細則 新旧対照表

現 行	改 正 案
日本地方自治研究学会役員選出細則	<u>役員選出細則</u>
第1条 日本地方自治研究学会の理事および監事の選出のための選挙は、選挙管理委員会の管理のもとで行う。	<u>(選挙管理委員会)</u> 第1条 日本地方自治研究学会の理事 <u>及び</u> 監事の選出のための選挙は、選挙管理委員会の管理のもとで行う。
第2条 選挙管理委員会は、理事の中から会長が任命する3名の委員によって構成する。	<u>2</u> 選挙管理委員会は、理事の中から会長が任命する3名の委員によって構成する。
第3条 選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員の互選によって定める。	<u>3</u> 選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員の互選によって定める。
第4条 選挙管理委員会は、役員選出選挙が行われる前年の11月30日までに設置する。	<u>4</u> 選挙管理委員会は、役員選出選挙が行われる前年の11月30日までに設置する。
第5条 役員選出の投票が行われる年の4月1日現在における個人会員は、選挙権および被選挙権を有する。	<u>(投票)</u> 第 <u>2</u> 条 役員選出 <u>選挙</u> の投票が行われる年の4月1日現在における個人会員は、選挙権 <u>及び</u> 被選挙権を有する。
第6条 役員選出選挙の投票は、選挙管理委員会が発行する所定の投票用紙により郵送で行う。	<u>2</u> 役員選出選挙の投票は、選挙管理委員会が発行する所定の投票用紙により郵送で行う。
第7条 選挙管理委員会は、投票用紙を5月10日までに個人会員に宛てて選挙権および被選挙権を有する個人会員氏名一覧表と共に郵送する。	<u>3</u> 選挙管理委員会は、 <u>投票用紙並びに選挙権及び被選挙権を有する個人会員氏名一覧表を、5月10日までに個人会員に宛てて郵送する。</u>
第8条 投票は、6月10日までに選挙管理委員会に到着するように郵送で行う。郵送された投票用紙は、6月10日までの消印のある投票を有効とする。	<u>4</u> 投票は、6月10日までに選挙管理委員会に到着するように郵送で行う。郵送された投票用紙は、6月10日までの消印のある投票を有効とする。
第9条 投票は無記名とし、東日本地区および西日本地区からそれぞれ理事候補者については10名連記、監事候補者については1名を記入する。なお理事候補者については各地区10名未満の場合は有効とする。同一氏名を重複記入した投票用紙は無効とする。	<u>5</u> 投票は無記名とし、東日本地区 <u>及び</u> 西日本地区からそれぞれ理事候補者については10名連記、監事候補者については1名を記入する。なお、 <u>理事候補者については各地区10名未満の場合は有効とする。また、</u> 同一氏名を重複記入した投票用紙は無効とする。
第10条 投票および開票にかかわる疑義については、選挙管理委員会の判断を尊重する。	<u>6</u> <u>投票及び開票に係る疑義については、選挙管理委員会の判断を尊重する。</u>
第11条 選挙管理委員会は、6月30日までに開票を完了し、その結果を速やかに公表しなければならない。	<u>7</u> 選挙管理委員会は、6月30日までに開票を完了し、その結果を速やかに公表しなければならない。
第12条 投票の結果、理事については各地区上位20名、監事については各地区上位1名を、それぞれ公選次期理事候補者および監事の候補者とする。	<u>8</u> 投票の結果、理事については各地区上位20名、監事については各地区上位1名を、それぞれ公選次期理事候補者 <u>及び</u> 監事の候補者とする。
第13条 公選次期理事候補者は当該年度の総会の前日までに、地域配分・学問分野などを考慮して、各地区5名以内の推薦次期理事候補者を決定する。	<u>(推薦)</u> 第 <u>3</u> 条 公選次期理事候補者は当該年度の総会の前日までに、地域配分、 <u>学問分野等</u> を考慮して、各地区5名以内の推薦次期理事候補者を決定する。
第14条 公選次期理事候補者、推薦次期理事候補者および次期監事候補者は、当該年度の総会において選挙管理委員会より提案し、承認を得て、理事および監事に就任する。	<u>(理事及び監事の就任)</u> 第 <u>4</u> 条 公選次期理事候補者、推薦次期理事候補者 <u>及び</u> 次期監事候補者は、当該年度の総会において選挙管理委員会より提案し、承認を得て、理事 <u>及び</u> 監事に就任する。
第15条 会長の選出は、理事会における投票による。投票は無記名とし、1名を記入する。	<u>(会長、副会長及び常任理事の選出)</u> 第 <u>5</u> 条 会長の選出は、 <u>理事による投票を行う。</u> 投票は無記名とし、 <u>所定の投票用紙に</u> 1名を記入する。
第16条 副会長の選出は、会長の指名による。	<u>2</u> 副会長の選出は、会長の指名による。
第17条 常任理事の選出は、理事会における投票による。投票は無記名とし、東日本地区および西日本地区からそれぞれ5名を連記する。各地区上位5名を当選とした上で、会長は10名以内で推薦することができる。なお、当学会規約により、事務局長および地域部会長は必ず常任理事でなければならない。	<u>3</u> 常任理事の選出は、 <u>理事による投票を行う。</u> 投票は無記名とし、東日本地区 <u>及び</u> 西日本地区からそれぞれ5名を <u>所定の投票用紙に</u> 連記する。各地区上位5名を当選とした上で、会長は10名以内で推薦することができる。なお、 <u>本会の規約第7条第4項及び第5項の規定により、事務局長及び地域部会の長は必ず常任理事でなければならない。</u>
第18条 会長および常任理事の選挙を管理する委員は、改めて理事の中から互選する。	<u>4</u> 会長 <u>及び</u> 常任理事の選挙を管理する委員は、改めて理事の中から互選する。
附 則 本「日本地方自治研究学会役員選出細則」は、2002年10月1日より施行する。	<u>(附則)</u> <u>この細則は、2002年10月1日より施行する。</u>

	<u>(附則)</u> <u>この細則は、2020 年 9 月 27 日より施行する。</u>
--	---